

## 育児支援ヘルパー事業のご案内

青梅市では、産前・産後の母親の心身が不安定な時期に、他に支援する者がなく妊娠や子育てに不安を持ち支援を希望する保護者の方に対し、家事の援助を行う育児支援ヘルパー事業を実施しています。

### 対 象

母子健康手帳交付後から産後1年（1歳の誕生日前日まで）の間で、他に支援する者がなく、家事および育児が困難な保護者

### 援助の内容

- |                   |                   |
|-------------------|-------------------|
| (1) 食事の支度等        | (5) もく浴の補助        |
| (2) 食材、生活必需品等の買い物 | (6) 育児の補助、助言および相談 |
| (3) 衣類の洗濯         | (7) 外出時の付添い       |
| (4) 居宅の掃除         | (8) その他           |

### 時間・回数・範囲

- (1) 派遣時間 午前8時から午後6時まで
- (2) 派遣回数 1日1回 2時間もしくは3時間  
母子健康手帳交付後から産後12か月以内 最大60時間まで  
(多胎児については最大120時間)
- (3) 派遣範囲 派遣の範囲は青梅市内。保護者が在宅するときに限ります。

### 利用者負担額

利用日当日の業務実施前に派遣ヘルパーに直接、お支払いいただきます。  
お釣りのないようご用意いたします。

区 分	2回目まで	3回目以降
生活保護の方	無料	免除
住民税非課税世帯の方		
特に養育が困難な方		
上記以外の方		2時間：1,000円 3時間：1,500円

## 手 続 き

希望される方は下記に従って手続きをしてください。

- (1) 申請書に必要事項をご記入いただき、母子健康手帳をご持参の上、お申し込みください。申請書は青梅市子育て応援課にあります。(市ホームページからもダウンロード可能です。)
- (2) 市で審査を行った後、承認通知が郵送されます。
- (3) 派遣が承認されましたら、派遣事業者と詳細について打ち合わせをしてください。
- (4) 簡単なアンケートを持参しますのでご協力をお願いします。

## 注 意 事 項

下記の点にご留意ください。

- (1) 保護者の在宅が必要です。
- (2) ヘルパーの業務は原則として「在宅での家事・育児の援助」です。買い物や簡単な用足しは援助可能ですが、こどもの送迎等は援助範囲外となります。
- (3) 申し込み後のキャンセルは、必ず前日午後5時までにヘルパー派遣事業者（連絡先は下記）にご連絡ください。  
それを過ぎた場合はキャンセル料1,000円が発生しますのでご注意ください。
- (4) その他、子育てなどで困っていることや相談などありましたら、青梅市子育て応援課にご相談ください。
- (5) 産後1年以降のご利用については直接事業者とご契約ください。
- (6) 令和7年度までに育児支援ヘルパー事業をご利用された方でも、引き続き本事業をご利用いただけます。また、その場合は、60時間から既にご利用済みの時間を差し引いた残りの時間分ご利用いただけます。

## 申 込 み ・ 問 い 合 わ せ 先

青梅市東青梅1-11-1 市役所1階  
こども家庭部子育て応援課こども施策推進係  
電 話 0428-22-1111 内線2142

## ヘルパー派遣事業者

特定非営利活動法人青梅ファミリーサポートはあと  
電 話 090-7724-3888